

## 九州工科自動車専門学校における危機管理対応マニュアル

### ○目的

九州工科自動車専門学校における災害及び事故事件等様々な緊急事態に対し、教職員及び学生の安全を最優先に考え、組織的かつ迅速に対応することを目的とする。

### ○緊急事態とは

- (1) 自然災害（地震・台風・大雨等）
- (2) インフルエンザ等の疾病・感染症の集団発生
- (3) 学校施設内における火災・盗難
- (4) その他の事件事故
  - a. 教職員及び学生の死亡、不審者の校内侵入ほか不測の事態等
  - b. 弾道ミサイル発射等
  - c. 新型インフルエンザ等感染症

### I. 危機管理体制

#### 1. リスク管理室の設置及び役割

校長、顧問、教頭を委員（リスク管理委員）とするリスク管理室を設置し、常的なリスク管理から緊急性を有するリスク管理まで幅広く対応するための対処方法について協議・決定する。

〈リスク管理室の主な役割〉

- (1) 危機管理事態への対応策の決定
- (2) 情報の収集・整理・分析
- (3) 対策本部の招集の可否決定
- (4) 関係機関との連絡調整

#### 2. 対策本部の設置及び役割

緊急性を有する危機管理に対し、組織的かつ迅速に対応する目的で、リスク管理室の下に、リスク管理委員、教務課長、教務係長及びリスク管理委員が必要と認める者で構成する対策本部を設置し、対応について協議する。

〈対策本部の主な役割〉

- (1) 緊急対応方針及び対応策の決定
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 他教職員への伝達
- (4) 各部局の役割分担の確認

### ○大切なポイント

- (1) 学生及び教職員の安全確保、生命維持を最優先
- (2) 冷静で的確な判断と指示
- (3) 適切な対処と迅速かつ正確な連絡・通報

## Ⅱ. 緊急時対応の基本対応マニュアル

緊急事態には、様々な場合が想定され、そのケースにより対応も異なるが、基本対応行動として、関係職員が『共通意識を持って対応』していくことが必要である。そのため連絡・報告を的確かつ迅速に行うこと。

### 1. 緊急対応における要点とその心構え

#### (1) 冷静な対応

「最優先とする対応」自分自身の安全の確保を最優先に、冷静に対応する。

#### (2) 管理職のリーダーシップ

危機発生時、管理職は状況を判断し、全職員に「緊急対策をおこなう」旨を明確に伝え、役割分担等についての的確な指示を行う。また、教職員からの報告・連絡が円滑に行えるよう、管理職は所在を常に明らかにしておく。

#### (3) 正確な情報収集及び情報の共有化

自然災害や事件・事故発生時、報道情報や各関係者等から可能な限り正確な情報を入手し、対策本部において収集・整理し、要点を文章化する。そして、実施本部を通じて教職員にもその情報を伝達し、「情報の共有化」を図る。

#### (4) 組織的な対応

対策本部会議での決定事項については、対策実施部に的確に指示を出し、その構成員である教職員が、速やかに他の教職員に指示・伝達し、学校全体で組織的に対応できる体制をつくる。また、混乱した状況では、教職員の臨機応変な対応が必要となる場合も想定されるが、個人の判断で対応することは極力避ける。やむを得ず個人の判断で対応した場合は、必ず事後報告をする事。「報告・連絡・相談」の徹底を図る。

#### (5) 地域社会・保護者との連携

地区通り会・地域の関係者や保護者と協力して危機の解決に当たるとともに、学校の教育活動を守る体制づくりに努める。

#### (6) 警察・消防及び各関係機関との連携

警察・消防等各関係機関との連携を図り、指導及び助言を仰ぎ、学校としての適正な対応を検討する。

#### (7) 通信手段の確保

学校の電話が使用できなくなった場合には「非常用の通信手段を確保する」必要がある。ファクシミリや電子メール等を活用する。(自然災害等の場合には携帯電話が役に立たないことも認識しておく。)

## 2. 危機対応の具体的内容と手段

以下の各事項については、手順に行うということではなく、臨機応変に複数の対応を同時に行うケースもあるので留意すること。

### (1) 個別的対応事項

- ア. 自分の安全をまず確保すること。
- イ. 学校内の関係部所に、第一報を連絡する。
- ウ. 負傷者等を発見した場合は、できる範囲の応急処置を施すとともに、近くに協力者がいないか確認し、協力要請を行うこと。(複数で対応すること)
- エ. 不審物がある場合 触るな・踏むな・蹴飛ばすな。
- オ. 明らかにいたずらと思われる場合であっても、安全の確保が確認できるまでは慎重に対応すること。(最悪のケースも想定しつつ、教職員及び学生の安全確保に努める。)

### (2) 一般的対応事項

- ア. 通報（警察・消防・近隣・保護者・各関係機関等）
- イ. 指揮命令・情報伝達・連携体制の整備（対策本部設置）
- ウ. 避難措置（対策本部→実施本部→教職員及び学生）
- エ. 立入禁止措置（対策本部→実施本部）
- オ. 外部からの電話への対応（窓口の一本化）

## Ⅲ. 学生等への非常時連絡

台風等の自然災害に対し、臨時休校等、学生に対する危機回避措置が必要な場合は、学生に対して速やかに連絡する必要があるため、パソコン及び携帯電話、メール等を利用した非常時一斉通報を行う。

### ○主な手順

臨時休校等の必要があると判断される当日の午前7時までに方針を決定し速やかに一斉通報を行う。

## Ⅳ. その他

自然災害及び重大な事件・事故発生時の対応ポイント。

### (1) 外部との対応

- ①現場の状況把握に努め、緊急車両等（救急車・消防車等）の要請の可否について迅速に判断する。
- ②関係機関（警察署・消防署等）との連携。

### (2) 情報の収集

- ①災害の状況や事件・事故の概要等、状況把握に努める。
- ②被災した教職員及び学生の状況把握
- ③学内及び通学路等の安全確保

(3) 教育再開準備

①実態に即した指導計画の作成

②施設、教材等の準備

③指導体制の準備

(4) 再発防止対策の実施

①安全管理の充実（施設設備等の充実、マニュアルの見直し）

②安全教育（防犯）の充実

(5) 救護活動

①負傷者の全容把握

②健康状態の把握

③心のケア